1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	秋田県北秋田市脇神字高森堂ノ上93番１から大館市櫃崎字出川道上325番まで
一般国道13号	秋田県湯沢市上院内字新雄勝８番２から同市下院内字柳原40番１まで
一般国道45号	宮城県登米市東和町米谷字越路100番19から本吉郡南三陸町志津川字平井田98番39まで
一般国道101号	青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野234番１から同町大字舞戸町字鳴戸384番６まで
一般国道115号	福島県相馬市山上字小田原300番11から同市東玉野字東日向72番１まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年３月31日

関東地方整備局長　大西　亘

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道17号	埼玉県上尾市大字小敷谷字儘上730番13地先から埼玉県桶川市大字川田谷字稲荷2886番３地先まで
②一般国道17号	群馬県前橋市上細井町字天王浦712番１から同市関根町字内山上692番１まで
③一般国道52号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地1161番１から同町青柳町字整理地1570番２まで
④一般国道357号	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭９番１から同市中区錦町15番８まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成29年３月31日

関東地方整備局長　大西　亘

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道17号	埼玉県上尾市大字小敷谷字儘上730番13地先から埼玉県桶川市大字川田谷字稲荷2886番３地先まで
②一般国道17号	群馬県前橋市上細井町字天王浦712番１から同市関根町字内山上692番１まで
③一般国道52号	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地1161番１から同町青柳町字整理地1570番２まで
④一般国道357号	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭９番１から同市中区錦町15番８まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年３月31日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道42号	三重県松阪市上川町字北上4030番１から三重県松阪市虹が丘町44番１まで

2　指定する期日　平成29年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、平成29年４月１日付けで、その指定を廃止するので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年３月31日

近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	26号	和歌山市久保丁４丁目68番から同市男野芝丁４番までの上下線 和歌山市男野芝丁１番１から同市西汀丁27番までの上下線 和歌山市西汀丁27番から同市西汀丁26番までの下り線